

令和7年度はちのへ文化のまちづくり推進事業補助金 (文化芸術活動に対する支援) 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、八戸市内の個人または市内に本拠を有する団体が実施する文化芸術活動を支援することにより、市内の文化芸術活動の活性化を図るほか、市民の文化芸術に親しむ環境づくりを進めることを目的とする。

2. 補助金額

- ・500,000円(1個人又は1団体につき上限100,000円)
- ・補助金額の算出は、補助対象経費又は100,000円のいずれか低い額とする。

3. 補助対象事業

多様で特色ある文化芸術活動(下表)、または、はちのへアート広場において、参加者相互の交流やネットワーキングから派生したスタートアップ事業で、いずれも市内で行う事業。

多様で特色ある文化芸術活動

分野		対象活動
芸術	文学・美術・音楽・演劇・芸能・舞踊・写真・茶道・生花等	創造・普及・育成に繋がる展示・公演活動等
学術	人文科学・社会科学・自然科学等	普及・育成・伝承に繋がる活動等
伝統文化	民俗芸能、民俗行事	地域固有の伝統文化の保存・伝承・発表活動等

なお、次のいずれかに該当する事業については、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) この要領による補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金の交付を受けているもの
- (5) 市民への公開を前提としないもの
- (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む)について、過去3回はちのへ文化のまちづくり推進事業補助金の交付を受けた事業。(
- (7) 専ら出版物、電子的記録物及びインターネット等により発表・公開するもの
- (8) 団体・個人の恒常的な活動を目的とするもの

4. 補助対象経費

令和7年4月1日以降に実施した事業に係る経費のうち次に掲げる経費

- (1) 外部アーティスト等の出演料(申請者及び申請団体の構成員に対する謝礼は対象外。)
- (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。ただし、電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費
- (3) 著作権使用料
- (4) 会場使用料
- (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの(視察旅費、交際費、食糧費、備品購入費、参加者各自に帰属するもの、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められる経費は除く。)
- (6) 対象事業に係る収入がある場合は、その金額を対象経費の合計額から差し引いた金額を対象経費の合計額とみなすものとする。

5. 応募資格

- (1) 市内に住所を有する個人または市内に本拠を有する団体であること。
- (2) 公益の利益に反する行為を行わない団体であること。
- (3) 政治団体、宗教団体又はこれらに類する団体でないこと。
- (4) 事業を完遂できると認められる者。
- (5) 直近3箇年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者。(未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体は除く。)

6. 募集期間

受付期間を上期と下期に分けて募集を行う。それぞれの受付期間と対象事業期間は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 上期受付期間 | 令和7年4月10日(木)から5月30日(金)まで |
| 対象事業期間 | 令和7年7月から令和8年3月までの期間で実施する事業 |
| (2) 下期受付期間 | 令和7年8月1日(金)から9月30日(火)まで |
| 対象事業期間 | 令和7年11月から令和8年3月までの期間で実施する事業 |

7. 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 団体概要書(第2号様式)(団体の場合のみ)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 収支予算書(第4号様式)
- (5) 構成員名簿(団体の場合のみ)
- (6) 住民票(写し可)(団体の場合はその代表者のもの)
- (7) 納税証明書(写し可)(団体の場合はその代表者のもの)
- (8) 同意書(未成年者個人または未成年者が代表を務める団体が申請する場合)(第5号様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

※(6)(7)については、市が公簿により、市民であること及び市税に未納の額がないことを確認することについて申請者の同意を得た場合は、添付を省略できるものとする。

8. 選考方法

- (1) 補助金交付の可否は選考委員会を開催の上決定し、予算の範囲内で交付決定する。
- (2) 審査にあたっては必要に応じて、応募者に対しヒアリングを行うことがある。

【提出先・問い合わせ先】

八戸市 文化創造推進課 担当：中嶋

〒031-0031 八戸市大字番町10-4 八戸市美術館内

TEL：0178-43-9156

FAX：0178-38-0107

Mail：bunka@city.hachinohe.aomori.jp

受付時間：平日午前8時半から午後5時 土日・祝日を除く